

太田市私立幼稚園建設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の振興を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条に規定する私立幼稚園及び同法第102条第1項に規定する私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）が行う幼稚園の園舎建設及びそれに附帯する設備整備に対して太田市が行う補助について、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、次の各号いずれかに該当する園舎建設及びそれに附帯する設備整備事業を対象とする。

- (1) 建物は新築であること。
- (2) 法定耐用年数を経過した老朽施設の全面改築であること。
- (3) 定員の変更後3年以内の増改築であること。
- (4) 私立幼稚園の設置者が認定こども園の認定を受けるために調理室の整備を行う事業であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において次のとおりとする。

- (1) 国庫補助対象事業 国庫補助対象面積に国庫補助単価と建築実施単価のいずれか小さい額を乗じて得た額から、当該事業について交付される国庫補助金及び県費補助金を控除した額の100分の30以内とする。
- (2) 国庫補助対象とならない事業 別に定める建築単価に工事延べ面積を乗じて得た額の100分の10以内とし、600万円を限度とする。
- (3) 設備整備事業 園舎建設に附帯する設備整備費の合計額の100分の50以内とし、300万円を限度とする。
- (4) 認定こども園の認定を受けるための調理室整備事業 県費補助金の100分の25以内とする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。